

尼崎市監査公表第1号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成30年1月31日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	久	保	高	章
同	松	澤	千	鶴

## 措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人 尼崎健康医療財団
2 措置を講じた団体	公益財団法人 尼崎健康医療財団
3 監査結果報告日	平成29年 3月24日
4 措置通知日	平成29年10月19日
5 監査結果の内容	<p><u>内部統制について</u></p> <p>つり銭用現金の取扱いについては、財団のつり銭用現金取扱要綱に定められた報告や確認などの事務処理が行われておらず、また、消防訓練については、医療センターの消防訓練の実施回数が法定回数を満たしていなかった。</p> <p>前回の監査においても、つり銭用現金の紛失及び市民健康開発センターの消防訓練の法定回数の未実施について指摘をしており、必要な文書整備を行うなど一定の改善に取り組まれていたが、再度、同様の問題を繰り返した。</p> <p>これらは、リスク管理上、内部統制の一環である要綱等は整備されたものの、モニタリングを含めたその運用面が適正に機能していなかったことによるものである。</p> <p>&lt; 措置を求める事項 &gt;</p> <p>早急に内部統制を強化し、運用面での取組みの徹底を図ること。</p>
6 措置の内容	<p>つり銭用現金の取扱いにつきましては、平成29年1月24日付で現金管理者に対してつり銭用現金取扱いを徹底するよう指示いたしました。</p> <p>また、平成29年3月1日付でつり銭用現金取扱要綱を改正し、現金管理者が不在等の場合に業務を行う職員をあらかじめ指名するよう改め、改正について各所属長に通知いたしました。この改正に従い平成29年3月1日と平成29年4月1日に当該業務を行う職員を指名いたしました。</p> <p>消防訓練につきましては、法令を遵守した適切な実施を防火管理者の責務として周知徹底を図りました。</p> <p>平成28年度の訓練は、市民健康開発センターハーティ21は10月と2月、旧医療センターは6月と2月に実施いたしました。</p> <p>平成29年度の訓練は、市民健康開発センターハーティ21は8月に実施し次回は2月、旧医療センターは6月に実施し次回は2月、移転した看護専門学校は6月に実施し次回は11月の実施を予定しています。</p> <p>今後におきましても、各管理者やその他職員に対してそれぞれの役割と責務を十分に認識させ、事務が適正に執行されるよう再発防止に努めてまいります。</p>